二　鹿児島ＶＯＲＴＡＣから真方位346°43′の方向へのびる直線と天草ＶＯＲとＮ32°44′50″Ｅ130°37′47″の地点とを結ぶ直線から7kmの距離にある当該直線の北側の平行線との交点から真方位248°の方向へのびる直線、Ｎ32°18′28″Ｅ130°30′38″の地点から真方位285°の方向へのびる直線から9kmの距離にある当該直線の北側の平行線と壱岐ＶＯＲとＴＡＣとを結ぶ直線から7kmの距離にある当該直線との交点から真方位270°の方向へのびる直線及びＥ130°10′の線により囲まれる区域（天草ＶＯＲを中心とする半径15kmの円内の区域に係るものを除く。）

3　次に掲げる区域の直上空域で高度1,200mを超え、3,050m以下のもの

イ　天草ＶＯＲを中心とする半径15kmの円内の区域のうち鹿児島ＶＯＲＴＡＣから真方位346°43′の方向へのびる直線と天草ＶＯＲとＮ32°44′50″Ｅ130°37′47″の地点とを結ぶ直線から7kmの距離にある当該直線側にあり、かつ、Ｎ32°18′28″Ｅ130°30′38″の地点から真方位285°の方向へのびる直線から9kmの距離にある当該直線の北側の平行線と壱岐ＶＯＲとＴＡＣとを結ぶ直線から7kmの距離にある当該直線の東側の平行線との交点から真方位270°の方向へのびる直線の北側にあるもの

ロ　鹿児島ＶＯＲＴＡＣから真方位346°43′の方向へのびる直線と天草ＶＯＲとＮ32°44′50″Ｅ130°37′47″の地点とを結ぶ直線から7kmの距離にある当該直線の北側の平行線との交点から真方位248°の方向へのびる直線、Ｎ32°18′28″Ｅ130°30′38″の地点から真方位285°の方向へのびる直線から9kmの距離にある当該直線の北側の平行線と壱岐ＶＯＲＴＡＣとを結ぶ直線から7kmの距離にある当該直線の東側の平行線との交点から真方位270°の方向へのびる直線、壱岐ＶＯＲと鹿児島ＶＯＲＴＡＣとを結ぶ直線から7kmの距離にある当該直線の東側の平行線及び鹿児島ＶＯＲＴＡＣから真方位346°43′の方向へのびる直線により囲まれる区域（3のイに係るものを除く。）

附　則

この告示は、平成二十三年十二月十五日から施行する。

○国土交通省告示第千百九十号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十四項の規定に基づき、航空交通情報圏を指定する告示（平成十七年国土交通省告示第六百九十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十一月十七日　　国土交通大臣　前田　武志

表佐渡空港、上五島空港及び波照間空港の項を削る。

附　則

この告示は、平成二十三年十二月十五日から施行する。

○国土交通省告示第千百九十一号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十五条の三の規定に基づき、民間訓練試験空域を指定する告示（平成十七年国土交通省告示第七百七十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十一月十七日　　国土交通大臣　前田　武志

表ＫＫ1－6の項中「佐渡ＮＤＢ（Ｎ38°04′Ｅ138°25′）」及びＫＫ2－4の項中「佐渡ＮＤＢ」を「Ｎ38°03′57″Ｅ138°24′35″の地点」に、表ＫＳ15の項中「上五島ＮＤＢ（Ｎ33°01′Ｅ129°11′）」を「Ｎ33°00′43″Ｅ129°11′25″の地点」に改める。

附　則

この告示は、平成二十三年十二月十五日から施行する。

○国土交通省告示第千百九十二号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十一月十七日　　国土交通大臣　前田　武志

第1項の表佐渡ＮＤＢの項、同表上五島ＮＤＢの項、同表喜界ＮＤＢの項及び同表波照間ＮＤＢの項を削る。

附　則

この告示は、平成二十三年十二月十五日から施行する。

○国土交通省告示第千百九十三号

長崎空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年十一月十七日　　国土交通大臣　前田　武志

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　空港の名称及び位置　長崎空港　長崎県大村市

三　変更した事項（変更前の事項については、昭和三十五年運輸省告示第百十九号、昭和四十二年運輸省告示第百二十三号、昭和五十年運輸省告示第百九十号、昭和五十三年運輸省告示第四百十五号、昭和五十五年運輸省告示第百六十七号、昭和六十年運輸省告示第百三十八号、平成九年運輸省告示第五百六十八号、平成十一年運輸省告示第百十四号を参照。）

イ　空港の範囲

(1)　第一図のうち、一点鎖線で囲まれた部分

(2)　総面積　百七十三万五千五百三十九平方メートル

ロ　着陸帯

着陸帯Ａを廃止し、着陸帯Ｂを着陸帯とする。

(1)　等級　Ａ級

(2)　範囲　第一図のうち、ソ、ツ、ネ、ナ及びソの各点を順次に結んだ線で囲まれる区域

(3)　長さ　三千百二十メートル

(4)　幅　三百メートル

ハ　進入区域、進入表面及び転移表面

着陸帯Ａに係る進入区域、進入表面及び転移表面を廃止とする。

ニ　滑走路

滑走路Ａを廃止し、滑走路Ｂを滑走路とする。

(1)　長さ　三千メートル

(2)　幅　六十メートル

(3)　強度　単車輪荷重　四十三トン

(4)　方位　北三百十七度五十九分五十七秒東（真方位）

(5)　舗装の種類　アスファルトコンクリート舗装

ホ　誘導路

滑走路Ａ側誘導路を廃止し、滑走路Ｂ側誘導路を誘導路とする。

(1)　延長　三千二百五十メートル

(2)　幅　九メートル、二十三メートル、二十八・五メートル及び三十四メートル

ヘ　エプロン

滑走路Ａ側エプロンを廃止し、滑走路Ｂ側エプロンをエプロンとする。

(1)　面積　十三万七千一平方メートル

(2)　舗装の種類　セメントコンクリート舗装

四　変更する事項に係る施設の供用開始の予定期日　平成二十三年十二月十五日

五　空港の範囲を示す詳細図を大村市役所及び大阪航空局長崎空港事務所において縦覧に供する。